

野洲市業務継続計画（B C P）

【震災対策】



令和4年3月

野洲市

目 次

第1章. 業務継続計画（地震対策）の基本的な考え方

1-1. 業務継続計画の概要	1
1-2. 計画の目的	2
1-3. 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係	2

第2章. 野洲市業務継続計画の基本方針

2-1. 計画の基本方針（BCPの目標）	4
2-2. 計画の構成	5
2-3. 計画の対象	5
2-4. 計画の発動・解除	5

第3章. 被害状況の想定

3-1. 想定する被害	6
3-2. 被害状況の想定	7

第4章. 非常時優先業務の選定

4-1. 対象期間	1 1
4-2. 対象業務の範囲	1 2
4-3. 非常時優先業務の選定	1 2

第5章. 非常時優先業務継続のための体制確立

5-1. 業務執行体制の整備	1 8
5-2. 職員の確保	1 9
5-3. 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策	2 3
5-4. 本館が使用できなくなった場合の代替施設の特定	4 0
5-5. 指揮命令系統の確立	4 0
5-6. 県との情報連絡及び受援体制	4 1

第6章. 業務継続体制の向上

6-1. 職員に対する教育・訓練	4 1
6-2. 計画の点検・見直し	4 2
6-3. 非常時優先業務を遂行するためのマニュアルの整備等	4 2

第1章. 業務継続計画（地震対策）の基本的な考え方

1-1. 業務継続計画の概要

（1）業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、野洲市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における災害応急対策業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定め、地震による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（2）業務継続計画の効果

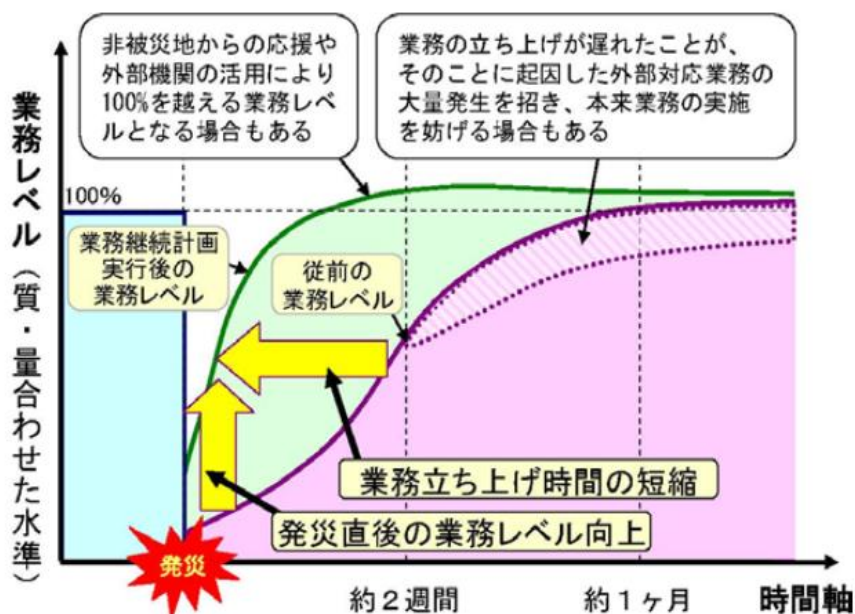
災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な災害応急対策業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できる。

また、次図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得るとともに、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

■業務継続計画の効果



出典：「大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」

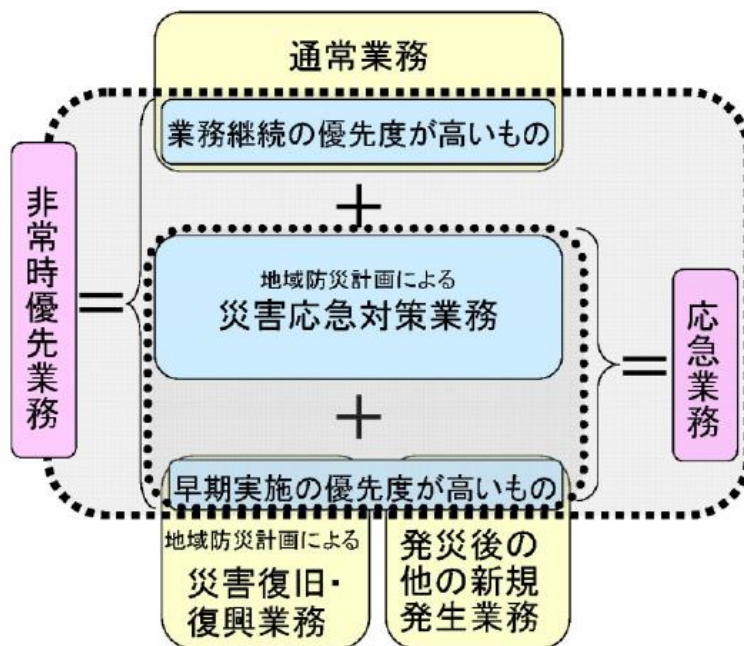
（内閣府・H28.2）

(3) 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(これらを「応急業務」と総称する。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を実施する。

■非常時優先業務



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28.2）

1-2. 計画の目的

大規模地震により行政が被災し、職員や庁舎、ライフライン等に利用制約がある場合であっても、災害対応や市民生活に重大な影響をもたらす非常時優先業務を適切に行うことによって、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限に留めながら、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動の維持を目的として、業務継続計画を策定する。

1-3. 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

災害対策基本法に基づく地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧や復興について実施すべき事項が定められているが、応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する計画でないことから、市役所の人員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定されておらず、過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電、ライフライン等市民生活に大きな影響が生じた。

また、地方公共団体は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が多く含まれている。

したがって、地域防災計画に定める業務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するためには、業務継続計画を策定し、地方公共団体自身が被災するなどの制約が伴う状況下にあっても、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務の継続が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要となる。

■業務継続計画と地域防災計画との関係（内容の主な相違点）

	業務継続計画	地域防災計画
作成主体等	都道府県又は市町村が作成し、自ら実施する計画である。	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	行政の被災は、必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。
対象業務	非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧、復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務）を対象とする。	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。

出典：「大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28. 2）

第2章. 野洲市業務継続計画の基本方針

2-1. 計画の基本方針（BCPの目標）

野洲市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、大規模災害時における本市の業務執行の基本方針は、次のとおり。

方針 1	市民の生命、身体及び財産等の保護(非常時優先業務の最優先の実施)。
------	-----------------------------------

地震が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

方針 2	職員の防災意識の向上と防災対策の推進
------	--------------------

災害時であっても応急対策へスムーズに対応できるように、職員の防災意識の向上及び防災対策の推進を図る。

方針 3	非常時優先業務を実施するための体制を確立
------	----------------------

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を講ずるとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

方針 4	非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止
------	--------------------------

人材・施設・資機材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

方針 5	継続的な改善
------	--------

訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、継続的に点検・見直しを行う。

2－2．計画の構成

大規模地震発生時における本計画を、以下の構成とする。

第1章 業務継続計画（震災対策）の基本的な考え方

【内容】

計画策定の目的及び上位計画となる地域防災計画との関係を示す。

第2章 野洲市業務継続計画の基本方針

【内容】

大規模災害時における業務執行の基本方針及び計画対象組織、計画発動・解除を定める。

第3章 被害状況の想定

【内容】

県の地震被害想定に基づく本市の人的・物的被害を想定する。

第4章 非常時優先業務の選定

【内容】

想定される大規模災害発生後、1か月以内に実施しなければならない非常時優先業務の選定基準及び選定結果を記載する。

第5章 非常時優先業務継続のための体制確立

【内容】

配置基準（震度）による業務執行体制と職員参集予測、庁舎等の施設・設備課題と対応策を示す。

第6章 業務継続体制の向上

【内容】

計画の運用を図るため、教育・訓練等による継続的な取り組みを定める。

2－3．計画の対象

本計画の対象は、市の全組織を対象とする。

2－4．計画の発動・解除

本計画は、次のいずれかの場合に発動又は解除する。

（1）本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

○市内で震度6弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置された場合

○被害状況により、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合

（2）本市における全ての非常時優先業務が、概ね完了したと災害対策本部長（市長）が認めた場合に解除する。

第3章. 被害状況の想定

3-1. 想定する災害

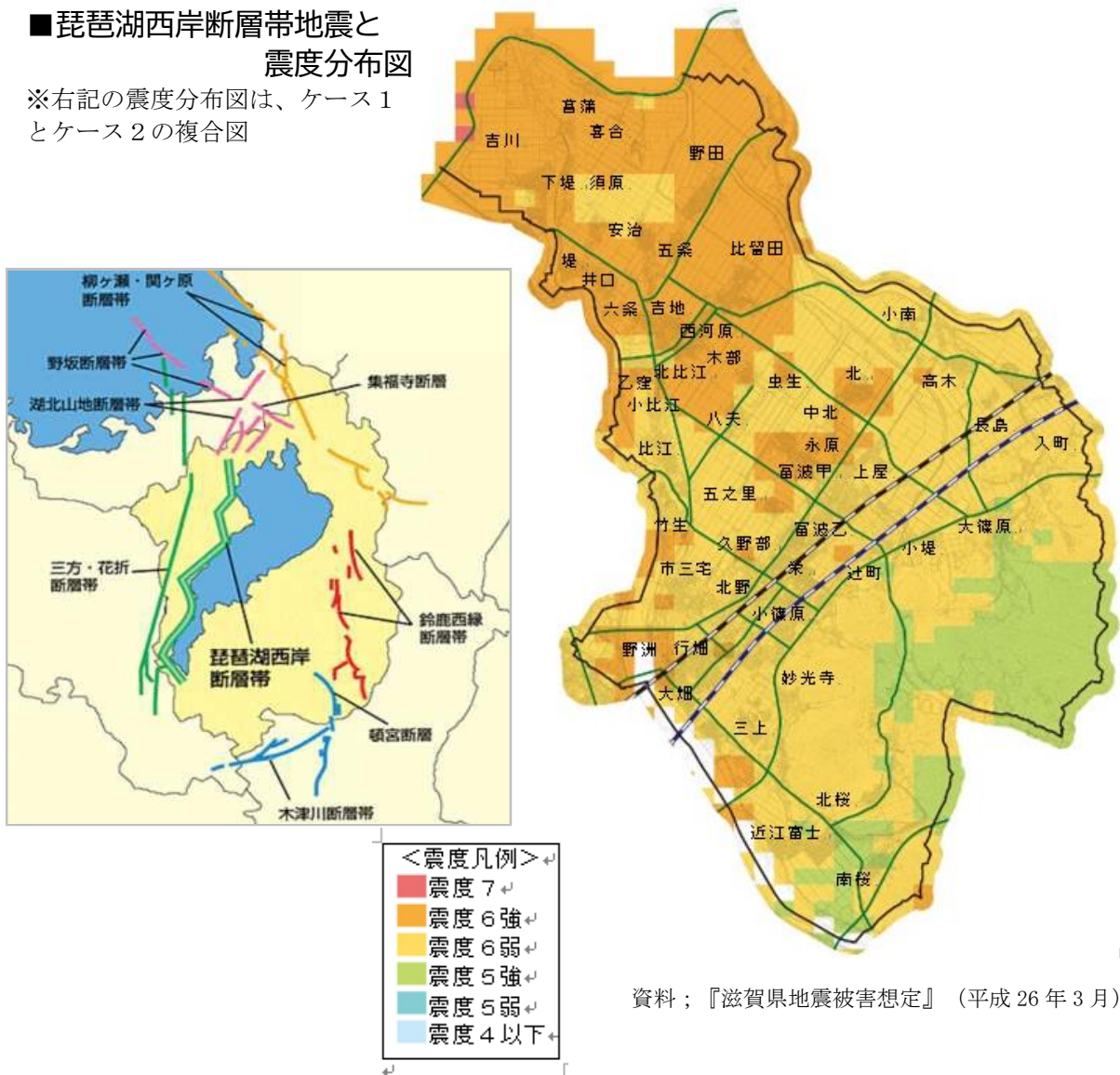
滋賀県地震被害想定（平成26年3月）による本市域に影響を及ぼすと考えられる主な地震は、「琵琶湖西岸断層帯地震」、「花折断層帯地震」、「南海トラフ巨大地震」がある。

そのうち、県全域に及ぼす影響としては「琵琶湖西岸断層帯地震」による南部からの断層破壊被害が最も大きいものの、本市における人的及び建物被害は北部からの断層破壊被害が大きい。最大震度は「6強」で、兵主学区から中里学区、北野学区の揺れが激しいと想定されている。

また、南海トラフ巨大地震は、30年以内の地震発生確率が70%から80%と推定され、広範囲に被害を及ぼす災害で、極めて社会的影響が大きい被害が想定されていることから、これら大規模地震による被害を想定する。

■琵琶湖西岸断層帯地震と 震度分布図

※右記の震度分布図は、ケース1
とケース2の複合図



資料；『滋賀県地震被害想定』（平成26年3月）

■滋賀県の想定地震と市の人的被害・最大震度

地震名	地震規模	破壊開始点(震源)の位置	人的被害/人 (上・死者数) (下・負傷者数)	最大震度
琵琶湖西岸断層帯地震	7.8 M	ケース1 北部断層破壊	48 739	6強
		ケース2 南部断層破壊	42 661	7
花折断層帯地震	7.4 M	ケース2 中部南側断層破壊	10 277	6強
		ケース3 南部断層破壊	0 177	6強
南海トラフ巨大地震	9.0 Mw	基本ケース 従来の震源域を拡大	0 77	6弱
		陸側ケース 基本ケースを陸側にシフト	41 689	6強

※M・・・マグニチュード Mw・・・モーメントマグニチュード（岩盤のずれの規模）

※発災想定時期・・・冬 深夜 風速8m

3-2. 被害状況の想定

(1) 本市全体の被害状況の想定

「琵琶湖西岸断層帯地震（ケース1）」における本市の被害状況は、次表のとおり想定されている。

琵琶湖西岸断層帯地震							
想定 最大 震度	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者／7日後（人）	
	全壊	半壊	全焼	死者数	負傷者	避難所	全避難者
6強	847	3,594	—	48	739	4,843	9,686

(2) 本館等の被害状況の想定

地震が発生したとき、本庁舎周辺は震度6弱、北部合同庁舎周辺は震度6強の揺れが想定される。

地震発生時に本庁舎等の公共施設は、耐震基準を満たしていることから使用不能となる重大な損壊は生じないものと想定しているが、地震直後における市全域の90%が停電に、76%が断水するなどライフライン機能に大きな支障が生じると想定される。

したがって、想定する被害を建築物の強度、建物内部(執務空間)、ライフライン（電力、上下水道、通信等）とする。

本館等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおり。

■本館等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）			
	市役所（本館）（3階建、3775.8㎡）	別館（2階建、1001.8㎡）	西別館（2階建、797.4㎡）	北部合同庁舎（3階建、2311.0㎡）
強度等	○震度は、最大6弱と想定される。 ○2004年に新築した部分は新耐震基準に適合しており、旧部分は同年に耐震改修済みであり、使用不能となる重大な被害や損壊は生じないものと想定する。	○震度は、最大6弱と想定される。 ○2004年に耐震改修済みで、使用不能となる重大な被害や損壊は生じないものと想定する。	○震度は、最大6弱と想定される。 ○1997年に新耐震基準により新築しており、使用不能となる重大な被害や損壊は生じないものと想定する。	○震度は、最大6強と想定される。 ○1997年に耐震改修済みで、使用不能となる重大な被害や損壊は生じないものと想定する。
執務空間	○固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損や飛散等により、執務室の使用再開には数時間の復旧作業を要する。	○固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損や飛散等により、執務室の使用再開には数時間の復旧作業を要する。	○固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損や飛散等により、執務室の使用再開には数時間の復旧作業を要する。	○固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損や飛散等により、執務室の使用再開には数時間の復旧作業を要する。
電力	○発災後12時間程度は外部電源の供給はないと想定する。 なお、非常用発電機は72時間程度の稼働を見込む。	○発災後12時間程度は外部電源の供給はないと想定する。 なお、非常用発電機は72時間程度の稼働を見込む。	○発災後12時間程度は外部電源の供給はないと想定する。 なお、非常用発電機は72時間程度の稼働を見込む。	○発災後12時間程度は外部電源の供給はないと想定する。 なお、非常用発電機は5時間程度の稼働を見込む。
通信施設	○一般の電話・FAXは、停電や断線のため通信不能と予測されるが、接続が可能となった場合においても、回線の集中による利用制限等により数日間は大変な状況が継続する。	○一般の電話・FAXは、停電や断線のため通信不能と予測されるが、接続が可能となった場合においても、回線の集中による利用制限等により数日間は大変な状況が継続する。	○一般の電話・FAXは、停電や断線のため通信不能と予測されるが、接続が可能となった場合においても、回線の集中による利用制限等により数日間は大変な状況が継続する。	○一般の電話・FAXは、停電や断線のため通信不能と予測されるが、接続が可能となった場合においても、回線の集中による利用制限等により数日間は大変な状況が継続する。

	○携帯電話・インターネットは、基地局等の損傷・大量アクセスによる利用制限等により数日間はつながりにくい状況が継続する。	○携帯電話・インターネットは、基地局等の損傷・大量アクセスによる利用制限等により数日間はつながりにくい状況が継続する。	○携帯電話・インターネットは、基地局等の損傷・大量アクセスによる利用制限等により数日間はつながりにくい状況が継続する。	○携帯電話・インターネットは、基地局等の損傷・大量アクセスによる利用制限等により数日間はつながりにくい状況が継続する。
県防災行政無線	○地上系は、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性がある。	(未設置)	(未設置)	(未設置)
情報システム	○データセンター(大津市)が被災すると大半のシステムダウンが予想される。 なお、非常用発電機による端末の稼働は、可能と想定する。	○データセンター(大津市)が被災すると大半のシステムダウンが予想される。 なお、非常用発電機による端末の稼働は、可能と想定する。	○データセンター(大津市)が被災すると大半のシステムダウンが予想される。 なお、非常用発電機による端末の稼働は、可能と想定する。	○データセンター(大津市)が被災すると大半のシステムダウンが予想される。 なお、非常用発電機による端末の稼働は、可能と想定する。
エレベーター	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	(未設置)	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。
空調	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。
上下水道設備	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため応急給水及び受水層(11t・6t)で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないと想定する。	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため応急給水及び受水層(11t・6t)で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないと想定する。	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため応急給水及び受水層(11t・6t)で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないと想定する。	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため応急給水及び受水槽で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないと想定する。

■総合防災センター等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）		
	総合防災センター (2階建、773.44㎡)	中主防災コミュニティ センター (2階建、864.0㎡)	野洲防災センター (1階建、409.0㎡)
強度 等	○震度は、最大6弱と 想定される。 ○2013年に新耐震基準 により新築しているた め、使用不能となる重 大な被害、損壊は生じ ないものと想定する。	○震度は、最大6強と 想定される。 ○2002年に新耐震基準 により新築しているた め、使用不能となる重 大な被害、損壊は生じ ないものと想定する。	○震度は、最大6弱と 想定される。 ○1997年に新耐震基準 により新築しているた め、使用不能となる重 大な被害、損壊は生じ ないものと想定する。
執務 空間	○固定していないオフ イス什器のほとんどが 転倒や落下、ガラスの 破損や飛散により、使 用再開には数時間の復 旧作業を要する。	○ガラスや照明の破損 や飛散、オフィス什器 の転倒、散乱により、 使用再開には時間を要 する。	○備蓄倉庫物品等が転 倒や散乱等により、使 用再開には時間を要す る。
電力	○電力は、発災後12時 間程度は外部電源の供 給はないと想定する。 なお、非常用発電機 は72時間程度稼働す る。	○電力は、発災後12時 間程度は外部電源の供 給はないと想定する。 なお、非常用発電機 は5時間程度稼働す る。	○電力は、発災後12時 間程度は外部電源の供 給はないと想定する。
通信 施設	○一般の電話・FAX は、停電や断線のため 通信不能と予測される が、接続が可能となっ た場合においても、回 線の集中による利用制 限等により数日間はず なかりにくい状況が継 続する。 ○携帯電話・インター ネットは、基地局等 の被災・大量アクセス による利用制限等によ り数日間はずなかりに くい状況が継続する。	○一般の電話・FAX は、停電や断線のため 通信不能と予測される が、接続が可能となっ た場合においても、回 線の集中による利用制 限等により数日間はず なかりにくい状況が継 続する。 ○携帯電話・インター ネットは、基地局等 の被災・大量アクセス による利用制限等によ り数日間はずなかりに くい状況が継続する。	○一般の電話・FAX は、停電や断線のため 通信不能と予測される が、接続が可能となっ た場合においても、回 線の集中による利用制 限等により数日間はず なかりにくい状況が継 続する。 ○携帯電話・インター ネットは、基地局等 の被災・大量アクセス による利用制限等によ り数日間はずなかりに くい状況が継続する。
県防 災行 政無 線	(未設置)	(未設置)	(未設置)
情報 シス	○データセンター(大津 市)が被災すると大半の システムダウンが予想	○データセンター(大津 市)が被災すると大半の システムダウンが予想	(未設置)

テム	される。なお、非常用発電機による端末の稼働は、可能と想定される。	される。なお、非常用発電機による端末の稼働は、可能と想定される。	
エレベーター	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないことから稼働しない。	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないことから稼働しない。	(未設置)
空調	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	○発災後12 時間程度は外部電源の供給がないため稼働しない。	(未設置)
上下水道施設	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため、応急給水及び受水槽で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないことを想定する。	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため、応急給水及び受水槽で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないことを想定する。	○管路や浄水場の被害により発災後3 日～1 週間程度は外部からの給水が得られないため、応急給水及び受水槽で対応する。 また、下水路管の破損により排水設備が利用できないことを想定する。

※新耐震基準に関する建物強度の基準は次のとおり。

- ・震度6 強から7 に達する大規模地震で倒壊・崩壊しない。
- ・震度5 強程度の中規模地震ではほとんど損傷しない。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。熊本地震では約18時間、東日本大震災においては、約72時間を要している。

第4章. 非常時優先業務の選定

地震発災時には職員自身の被災や庁舎の被害など、災害時に必要な活動資源に制約を伴う状況下でも、市民の生命・財産を保護するために地域防災計画で定める災害応急対策業務を早急に実施するとともに、市民生活に欠かせない通常業務の継続や早期回復も重要な課題である。

このため、想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

4－1. 対象期間

非常時優先業務は、発災直後から市民生活が落ち着きを取り戻すと考えられる1 か月以内に着手が必要で、かつ、目標レベルに到達している業務とする。

4－2．対象業務の範囲

非常時優先業務は、地域防災計画における災害応急対策と一部の復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、災害時においても継続が求められる「優先度の高い通常業務」を対象とする。

これらの非常時優先業務に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、もって大規模災害時においても市民の生命・財産・経済活動等を守るものとする。

災害応急対策業務

地域防災計画で定める予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務のうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、地域防災計画・震災対策編で市が担う業務のうち第3部 災害応急対策計画のすべてと、第4部 災害復旧計画の一部とする。

優先度の高い通常業務

野洲市事務分掌規則をはじめとする組織に関する規則等による、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能を維持するための観点から、災害時においても概ね1か月以内に着手しなければならない優先度の高い業務を、本計画では「優先度の高い通常業務」とする。

4－3 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定

基本方針及び選定基準に基づき、以下のとおり非常時優先業務を選定した。

■業務区分と内容

業 務 区 分		内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	○災害発生時に行う業務 ・地域防災計画「第3部 災害応急対策計画」における業務 ・地域防災計画「第4部 災害復旧計画」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務
	優先度の高い通常業務	○野洲市事務分掌規則等による概ね1か月以内に着手しなければならない業務 ・市民の生命・健康・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、休止することができない業務
休止業務		○通常業務のうち、休止・延期する業務 ・一定期間（1か月超）先送りすることが可能な業務 ・災害復興までの間、休止・延期することがやむをえない業務

(2) 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は、次表のとおり。

■非常時優先業務の業務開始目標時間の考え方

業務開始 目標時間	該当する業務の 考え方	代表的な業務例
3 時間以 内	・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1 日以内	・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3 日以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） c. 業務システムの再開等に係る業務
2 週間以 内	・復旧・復興に係る業務の本格化	a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）

	・窓口行政機能の回復	b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1 か月以内	・その他の行政機能の回復	a. その他の業務

資料：「大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 H28. 2）

（３）非常時優先業務の選定結果

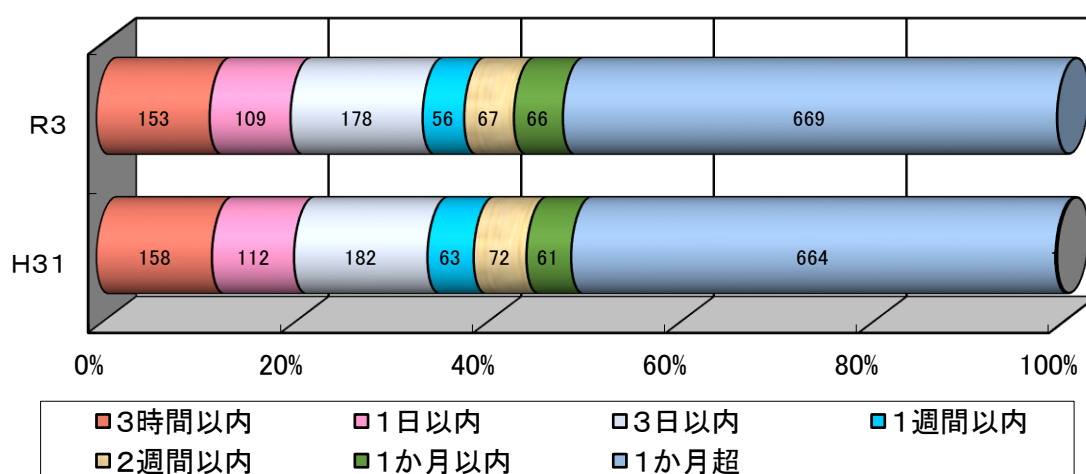
前項の非常時優先業務の選定基準を参考に選定した結果は、次表のとおり。

なお、非常時優先業務の事業内容及び開始目標時間等の詳細は、別に記載する。

■非常時優先業務の選定結果（R 3：H 3 1）

年 度	非 常 時 優 先業務 A + B	応急業務 A	通常業務	優先度の高い 通常業務/ B	休止業務
令和 3 年	629	260	1, 038	369	669
平成 3 1 年	648	277	1, 035	371	664

■非常時優先業務の開始目標時間別の選定結果（R 3：H 3 1）



■非常時優先業務の発災直後からの開始目標時間別の選定結果

開始目標時間	災害応急 対策業務	優先度の高 い通常業務	合計	比率 (%)
3時間以内	9 7	5 6	1 5 3	2 4
1日以内	7 4	3 5	1 0 9	1 7
3日以内	5 6	1 2 2	1 7 8	2 8
1週間以内	1 8	3 8	5 6	9
2週間以内	1 1	5 6	6 7	1 1
1か月以内	4	6 2	6 6	1 1
非常時優先業務合計	2 6 0	3 6 9	6 2 9	1 0 0
1か月超(休止業務)		6 6 9	6 6 9	

■班別の災害応急対策業務特定数

部 名	班 名	開始目標時間（着手時間）						
		計	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
危機管理部	総括班	25	19	3	3	0	0	0
		100%	76%	12%	12%	0%	0%	0%
本部事務局	受援調整班	3	0	3	0	0	0	0
		100%	0%	100%	0%	0%	0%	0%
総務部	総務班	22	9	10	3	0	0	0
		100%	41%	45%	14%	0%	0%	0%
	救護調査班	9	0	2	0	4	2	1
		100%	0%	22%	0%	45%	22%	11%
政策調整部	広報班	10	2	4	3	1	0	0
		100%	20%	40%	30%	10%	0%	0%
	財務情報班	15	7	0	3	1	3	1
		100%	46%	0%	20%	7%	20%	7%
議会部	議会班	2	2	0	0	0	0	0
		100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%
市民・健康 福祉部	救護避難対策班	8	4	1	3	0	0	0
		100%	50%	13%	37%	0%	0%	0%

	保健・医療救護対策班	18	8	0	8	2	0	0
		100%	44%	0%	44%	12%	0%	0%
	福祉班	28	3	8	15	0	0	2
		100%	11%	29%	53%	0%	0%	7%
	保育班	3	2	1	0	0	0	0
		100%	67%	33%	0%	0%	0%	0%
都市建設部	土木班	10	5	5	0	0	0	0
		100%	50%	50%	0%	0%	0%	0%
	住宅班	5	1	1	1	2	0	0
		100%	20%	20%	20%	40%	0%	0%
	都市計画班	4	2	1	1	0	0	0
		100%	50%	25%	25%	0%	0%	0%
本部事務局	物流チーム	6	0	4	2	0	0	0
		100%	0%	67%	33%	0%	0%	0%
環境経済部	環境衛生班	15	1	6	5	2	1	0
		100%	7%	40%	33%	13%	7%	0%
	農林水産班	7	1	3	2	0	1	0
		100%	14%	43%	29%	0%	14%	0%
	商工班	11	4	5	0	1	1	0
		100%	36%	46%	0%	9%	9%	0%
みず事業所	水道総務班・給水班	28	8	14	5	0	1	0
	下水道班・復旧班	100%	29%	50%	18%	0%	3%	0%
教育部	学務班	3	2	0	1	0	0	0
		100%	67%	0%	33%	0%	0%	0%
	学校班	9	5	1	0	2	1	0
		100%	56%	11%	0%	22%	11%	0%
	炊出班	2	0	0	0	2	0	0
		100%	0%	0%	0%	100%	0%	0%
	教育支援班	8	4	1	1	1	1	0
		100%	50%	13%	13%	12%	12%	0%
学区連絡所	学区連絡所班	9	8	1	0	0	0	0
	学区連絡所支援班	100%	89%	11%	0%	0%	0%	0%
	合 計	260	97	74	56	18	11	4
		100%	37%	28%	22%	7%	4%	2%
	前計画選定結果	277	108	75	59	19	13	3

■主な災害応急対策業務の開始時期

主な業務名	3時間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	1 週間 以 内	2 週間 以 内	1 か月 以 内
災害対策本部の設置、運営						
被害状況の収集、広報活動						
被災者の避難誘導、医療救護						
指定避難所の開設						
道路・河川・橋梁等の被害調査及び応急対策						
水道施設の被害調査及び応急給水						
職員の参集状況の把握						
人的受援の把握、応援要請						
福祉関連避難施設の設置、運営						
災害対策用物資の把握						
被災者台帳の作成						
被災地区の防疫対策						
ボランティアセンターの開設						
遺体処理及び埋火葬						
がれき等廃棄物の処理						
被害家屋調査の実施						
応急仮設住宅・市営住宅の確保、入居者選定						
学校の再開準備と応急教育						
救助用食料の確保						
罹災証明書の発行						
義援金の募集・管理						
義援金の配分						
被災見舞金・災害弔慰金の支給						

■部局別の優先度の高い通常業務特定数

所属名	開始目標時間（着手時間）							
	計	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月超
総務部	132	11	3	10	2	3	11	92
政策調整部	39	2	1	5	1	1	3	26
会計課	9	0	1	3	1	0	1	3
議会事務局	32	3	2	2	1	1	1	22
監査委員事務局	6	1	0	2	0	0	0	3
市民部	81	3	2	8	3	2	0	63
健康福祉部	301	8	9	42	17	9	21	195
都市建設部	53	2	0	4	3	4	4	36
環境経済部	135	7	7	21	3	6	4	87
農業委員会事務局	30	0	0	3	0	1	5	21
教育委員会	220	19	10	22	7	29	12	121
計	1,038	56	35	122	38	56	62	669
	100%	5%	3%	12%	4%	5%	6%	65%
前計画選定結果	1,035	50	37	123	44	59	58	664
	100%	5%	4%	12%	4%	6%	5%	64%

※市立野洲病院は、令和元年7月1日作成の災害マニュアルで対応する。

第5章. 非常時優先業務継続のための体制確立

5-1. 業務執行体制の整備

震度4以上の地震が発生し、災害の発生に関わらず、市職員は直ちに災害情報を収集し、関係機関と調整を図りながら初期活動を行う。

配備基準	配備体制	配備内容
① 市域で震度4の地震が発生した場合	○地震1号体制 責任者：市民部次長 ・総括班(危機管理課長・危機管理課全職員) ・総務班(総務課長・職員1人) ・財務情報班(企画調整課長・職員1人) ・広報班(広報秘書課長・職員1人) ・救援避難対策班(市民課長・職員1人) ・土木班(道路河川課長・職員1人) ・農林水産班(農林水産課長・職員1人) ・水道総務班(上下水道課長・職員1人)	災害に関する情報収集及び県との情報交換を行う体制

	・学務班(教育総務課長・職員 1 人)	
① 市域で震度 5 弱の地震が発生した場合	○地震 2 号体制 責任者：市民部長（危機管理監） ・緊急初動対策班 ・主査級以上の職員	災害に関する情報収集及び応急対策を準備する体制
① 市域で震度 5 強の地震が発生した場合 ② その他副市長が必要と認める時	○災害警戒本部体制 責任者：副市長 ・緊急初動対策班 ・全職員 ・各学区連絡所班	災害に関する警戒若しくは小規模の応急対策を実施する体制
① 災害救助法の適用を必要とする災害が発生した時 ② 市内で震度 6 弱以上の地震が観測された時、あるいは大規模地震の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された時	○災害対策本部体制 責任者：本部長(市長) ・緊急初動対策班 ・全職員 ・各学区連絡所班	市が全力をあげて防災活動を実施する体制

5－2．職員の確保

(1) 参集可能職員数の把握

大規模災害発生後の職員確保は、非常時優先業務を実施する上での最重要課題の一つであり、特に勤務時間外に発災した場合は、多くの職員が自宅等からの参集となるため、職員の参集時間を予測し、参集可能職員により着手可能な業務をあらかじめ想定しておく必要がある。

参集想定に当っては、「国土交通省業務継続計画」の職員参集予測を参考に、発災時における職員の参集状況を算出する。

算出結果は、「各部各班の時期別参集人数」のとおり。

■職員参集予測の条件

対象職員	正規職員（再任用職員を含む）
参集手段	徒歩
歩行速度	4 km／h
歩行距離の上限	2 0 km ※ 2 0 km圏外の職員は、公共交通機関の回復まで参集不可

参集距離	職員居住地から参集先まで
時間区分	「1 時間以内」「3 時間以内」「12 時間以内」「3 日以内」 「1 か月以内」の 5 区分
参集困難の割合	発災 3 日までは 4 割の職員が参集困難 発災 1 か月後で 1 割の職員が参集困難

■職員参集予測の考え方 ※市役所（小篠原 2100-1）を基準とする。

地震発生より 1 時間後の参集	4 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 毎時 4 k m の速さの連続歩行で参集すると考え、4 k m 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
地震発生より 3 時間後の参集	12 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 毎時 4 k m の速さの連続歩行で参集すると考え、12 k m 圏内の職員が参集可能。しかし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
地震発生より 12 時間後の参集	20 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 20 k m を越えると帰宅困難になるとの想定があることから、20 k m 圏内の職員が参集可能。しかし、3 時間目の参集の考え方と同様の理由で 4 割が参集できない。
地震発生より 1 ～ 3 日後の参集	20 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 12 時間後と同じ考え方をとる。
地震発生より 3 日～1 ヶ月後の 参集	全職員の 9 割が参集可能
	地震の発生 3 日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20 k m を越える職員も徐々に参集可能。 1 ヶ月後は、職員の死傷等により、1 割が参集できない。 3 日後から 1 ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。

参考：「国土交通省業務継続計画」（平成 19 年）より

各部各班の時期別参集人数

(2021 年 11 月 1 日現在)

部 名	班 名	時期別参集人数					
		全職員数	1 時間 以 内	3 時間 以 内	1 2 時間 以 内	1 ～ 3 日 以 内	4 日～ 1 か月以内
危機管理部	総括班	5	2	3	3	3	5
		100%	40%	60%	60%	60%	100%
総務部	総務班	20	7	10	12	12	18
		100%	35%	50%	60%	60%	90%
	救護調査班	19	6	8	9	9	18
		100%	32%	42%	47%	47%	95%
政策調整部	広報班	4	1	2	2	2	4
		100%	25%	50%	50%	50%	100%
	財務情報班	22	5	12	12	12	20
		100%	23%	55%	55%	55%	91%
議会部	議会班	7	2	3	4	4	7
		100%	29%	43%	57%	57%	100%
市民・健康福祉部	救護避難対策班	15	2	7	8	8	14
		100%	13%	47%	53%	53%	93%
	保健・医療救護対策班	32	4	11	19	19	29
		100%	13%	34%	59%	59%	91%
	福祉班	44	11	21	26	26	40
		100%	25%	48%	59%	59%	91%
	保育班	110	13	53	63	63	99
		100%	12%	48%	57%	57%	90%
都市建設部	土木班	14	2	6	8	8	13
		100%	14%	43%	57%	57%	93%
	住宅班	8	2	4	5	5	7
		100%	25%	50%	63%	63%	88%
	都市計画班	6	0	4	4	4	5
		100%	0%	67%	67%	67%	83%
環境経済部	環境衛生班	10	3	5	6	6	9
		100%	30%	50%	60%	60%	90%
	農林水産班	12	3	5	7	7	10
		100%	25%	42%	58%	58%	83%

	商工班	6 100%	2 33%	3 50%	4 67%	4 67%	5 83%
みず事業所	水道総務班・給水班・下水道班・復旧班	10 100%	2 20%	5 50%	6 60%	6 60%	9 90%
教育部	学務班	5	1	2	3	3	5
		100%	20%	40%	60%	60%	100%
	学校班	12	4	7	7	7	11
		100%	33%	58%	58%	58%	92%
	炊出班	12	3	8	8	8	11
		100%	25%	67%	67%	67%	92%
	教育支援班	30	4	14	19	19	27
		100%	13%	47%	63%	63%	90%
学区連絡所	学区連絡所支援班	23	7	13	15	15	22
		100%	30%	57%	65%	65%	96%
	合 計	426	86	206	250	250	388
		100%	20%	48%	59%	59%	91%

※令和3年度職員参集調査（野洲市役所までの参集距離調査）から得た人数・距離により、国土交通省の参集予測を参考に参集可能人数を計算する。（小数点以下四捨五入）
※各こども園・保育所・幼稚園は、職場までの距離で計算する。
※部長、政策監、次長については、人事課の割り当て所属課に参入する。
※所属別参集人数は、資料編に記載する。

（２）職員の確保対策

非常時優先業務に必要な人数が不足する場合は、以下の対策を行う。

①非常時優先業務の絞り込み

地震が休日や夜間に発生した場合においては、特に人員不足が想定されるため、非常時優先業務を絞り込み、参集職員による実施体制を構築する。

②各部を横断した業務実施体制の確立と受援計画

非常時優先業務に必要な人員不足が生じる場合は、部内で人的調整を行う。なお不足する場合は、各部からの要請に基づき、受援調整班で調整し、各部を横断した職員の投入及び外部からの人的支援を行う。

また、専門的知識が必要とされる業務への職員不足を想定し、業務経験者の活用や職員ＯＢによる応援などを受ける。

③職員等の安否確認

業務継続には、職員の所在や安否確認、家族の安否と自宅の被害状況を知ることが重要となる。特に、地震が休日・夜間に発生した場合は、あらかじめ決められた方法により、自己の被災状況等の報告を所属長に行う。

所属長は、職員等の安否確認を集約し、総務班へ報告する。

報告内容は、次のとおり。

- 1) 本人の安否情報：無事・負傷（怪我の程度や入院先）
- 2) 家族の安否情報：無事・負傷・不明
- 3) 参集の可否：可能・不可能（到着予定時刻とその理由）
- 4) 自宅の被害状況：損傷なし・損傷あり（被害の状況）
- 5) 周辺の被害状況：自ら確認した被害状況等

5－3．非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

非常時優先業務を業務開始目標時間までに開始するためには、施設や設備のほか、水・食料など様々な必要資源の確保が必要となる。そのためには、想定する地震が発生した際の課題や対応策を整理し、業務継続のための執行環境を整える。

(1) 本館等の安全対策

本館、別館、西別館、北部合同庁舎、総合防災センター、中主防災コミュニティセンター、野洲防災センターの耐震化の現状や対応策は、次表のとおり。

■本館等の耐震化の状況と課題等

建物 名称	想定 震度	建築年 構造 階数 延床面積 (㎡)	耐震性能 (新耐震/ 旧耐震) 耐震改修 年	課 題	対 応 策
本 館 (旧 部 分)	6 弱	1968 鉄筋コンクリート造 3階地下 1階 2067.0	旧耐震 2004年 改修済	築 53 年が経過、耐震改修を経て 2008 年に大規模改修を行うが、建物本体の経過年数や大地震発生後に設備等が一時的に使用できない可能性もあり、不測の事態に備え代替施設の検討が必要。	平成 30 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定。令和元年 8 月に個別施設計画を作成。 令和 6 年度に、自動火災報知器、非常放送装置の改修、令和 8 年度に、本館・別館の空調設備の改修を予定している。 また、仮設庁舎やオフィスのリスト作成を行う。

本館 (新築部分)	6弱	2004 鉄骨造 3階 1708.8	新耐震	供用開始から17年、今後継続的に空調機器等の設備更新をする必要がある。	本館と同様
別館	6弱	1968 鉄筋コンクリート造 2階 1001.8	旧耐震 2004年改修済	築53年が経過、耐震改修を経て2008年に大規模改修を行うが、建物本体の経過年数や大地震発生後に設備等が使用できない可能性もあり、不測の事態に備え代替施設の検討が必要。	本館と同様
西別館	6弱	1997 鉄骨造 2階 797.4	新耐震	築24年が経過、耐用年数が38年であり、今後、大規模改修が必要。	平成30年3月に公共施設等総合管理計画を策定。 令和元年8月に個別施設計画を作成。 西別館、南別館、東別館については老朽化が見られることから、庁舎建物の再編時に改修を検討する。
北部合同庁舎	6強	1974 鉄筋コンクリート造 3階 2311.0	旧耐震 1997年改修済	築47年が経過、耐震改修を経て2014年に大規模改修を行ったが、建物本体の経過年数や大地震発生後に設備等が使用できない可能性もあり、不測の事態に備え代替施設の検討が必要。	平成30年3月に公共施設等総合管理計画を策定。 令和元年8月に個別施設計画を作成。 また、庁舎建物の再編時に改修を検討する。
総合防災センター	6弱	2013 鉄筋コンクリート造 2階 773.4	新耐震		
主防災コミュニケーションセンター	6強	2002 鉄筋コンクリート造 2階	新耐震	築19年が経過、施設の長寿命化や大規模改修により適正な施設管理が必要。	平成30年3月に公共施設等総合管理計画を策定。 令和元年8月に個別施設計画を作成。 令和5年度に、自動火災報知器、非常放送装置の改

		864.0			修、令和 6 年度に、屋上防水工事を予定している。
野 洲 防 災 セ ン タ ー	6 弱	1997 鉄骨造 1 階 409.0	新耐震	築 24 年が経過、耐用年数が 31 年で、2013 年に大規模改修を行った	平成 30 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定。

■ライフライン等の対策

【本館・別館・西別館】

区分	項目	現状	課 題	対 応 策
電 力	1.非常用発電機 (1)発電方式 (2)設置場所 (3)発電機の起動方法 (4)冷却水確保の体制 (5)燃料確保の体制 (6)庁内での電力配分 (7)保守点検業者	1. (1) ラジエータ冷却方式(重油)の発電機 1 基を設置。 (2) 浸水の可能性 ＝無 揺れによる転倒 ＝無 (3) 自動起動 (4) 未確立 (5) 4,000ℓ (6) 庁舎等設備(電灯・情報通信機器等)の半分程度に供給 (7) スターエンジニアサービス(株) 野洲支店 TEL077-514-4170	2021 年式で、72 時間程度稼働する。 なお、空調設備やエレベーター等多くの電力を要する設備は稼働しない。	3 日間程度は、電力を節約しながら業務遂行が図れるよう、節電を徹底する。

電話等 〔多様な通信手段の確保〕	1. 電話の現状 (一般回線以外) ※災害時優先電話は発信機能を重視しており、公表はしない。 2. 庁内交換機 (1)交換機の有無 (2)交換機の利用不能の可能性 (3)交換機の転倒防止対策 (4)交換機故障時の通話可能性 3. 代替通信手段確保状況 (1)非常時優先電話 (2)衛星携帯電話 (3)その他	1. 災害時優先電話3回線 (ISDN回線) ①077-586-2176 (介護保険課に設置のFAX番号) ②077-586-2200 (企画調整課に設置のFAX番号) ③077-587-4033 (総務課に設置のFAX番号) 2. (1)有 (2)有 (停電、電話線の断線) (3)有 (ボルト固定) (4)有 (故障時の復旧は,保守業NTT西日本0120-355-422へ委託) 3. (1)有 (上記1のとおり) (2)無 (3) 移動系無線システム (MCA)、緊急速報メール、Lアラート (災害時情報共有システム) 等	有線通信 (インターネット通信を含む) では、停電や断線による交換機や電話が使用不能となる。	交換機は、停電時に対応できるように予備電源を設置しており、約24時間程度は利用できる。
--------------------------------	--	---	---	--

県防災行政通信システム（多様な通信手段の確保）	1.停電時の電源確保 (1)専用の非常用発電機 (2)設置場所 2.故障時の対応 (1)故障防止対策の実施状況 (2) 故障時の復旧	1. (1) ラジエータ冷却方式（軽油）発電機 1 基を設置。 2006 年式で、軽油 48ℓで 72 時間程度稼動する。 (2)浸水の可能性 ＝無 揺れによる転倒 ＝無 2. (1)2 週間に 1 回、自動運転による故障診断を実施している。 滋賀県が契約している保守業者による点検を毎年実施している。 (2)故障診断により異常を感知した場合、滋賀県総合政策部防災危機管理局 (TEL077-528-3436) からの連絡により、システム等の調整を行う。	定期訓練による動作確認や防災情報システムや通信手段の円滑な活用が必要。	定期的な操作訓練の実施を行う。
--------------------------------	--	---	--	------------------------

固定系デジタル防災行政無線システム(多様な通信手段の確保)	1. 停電時の電源確保 (1)非常用発電機等 (2)設置場所 2. 故障時の対応 (1)故障防止対策の実施状況 (2)保守点検業者	1. (1) 子局： 補助バッテリーにより72時間程度稼動する。 親局： 非常用発電機で72時間程度稼動する。 (2)浸水の可能性 親局＝無 子局＝有 揺れによる転倒 親局＝無 子局＝有 2. (1)毎週金曜日に自動運転による定期放送をしている。 (2)㈱富士通ゼネラル TEL072-333-9000	暴風や降雨により音声がかき消される場合がある。 防災行政無線の操作方法の習熟。	防災行政無線の放送内容を複数の情報手段へ一元化し、自動配信する。(音声文字：防災アプリ、文字：LINE、メール、電話、fax、ホームページ、Lアラート) 電話対応ダイヤル(077-586-3040)を設け、周知する。 防災行政無線の操作訓練の実施を行う。
--------------------------------------	---	---	--	--

情報システム（重要な行政データのバックアップ）	1.サーバ等の設置状況 (1)サーバ等の設置場所 (2)施設条件 (3)転倒・転落防止対策 2.利用不能の可能性 3.停電時の対応 (1)非常用発電機の有無 4. 重要データのバックアップ状況 (1)バックアップ保管場所 (2)バックアップデータによる再起動作業の所要時間	1. (1)庁内及びクラウドセンター (2)浸水の危険性＝無 (3)有 2.火災による利用不能の可能性がある。 3. (1)無 サーバー室内の主要な設備は別途無停電装置で保護されている。 4. (1)遠隔バックアップ体制確立済み。 (2)未算定	庁舎非常用発電機の給電範囲内の端末使用となる。 レーザープリンターでの印刷は大量の電力を必要とするため、発電機が稼働しても運用制限が必要。 発電機が停止した場合は、1時間以内にサーバー室内機器が停止する。	重要な行政データを分散保存するため、クラウドバックアップセンターやクラウドデータセンターを活用している。 コンピュータシステムの保守事業者と「災害時における基幹系業務継続に関する協定」を締結している。 また、「おうみ自治体クラウド災害協定」をクラウド関係事業者と締結し、本市が被災した場合のシステム復旧及び事業継続についての協力体制を構築している。 施設は耐震構造で、サーバラック等の転倒防止策を施している。 河川の氾濫等による水害対策として、サーバ室を2階に設置している。
--------------------------------	--	--	---	--

	5.機材・ネットワーク故障時の対応（故障時の復旧方法）	5. ネットワーク構築・保守事業者 トーテックアミニティ(株) 京滋事業所 TEL077-564-9770 緊急TEL 052-533-6912 仮想統合基盤構築保守事業者 京都電子計算(株) TEL077-241-5573 緊急TEL 077-572-6377		
	6.事務機器等の利用可能性 (1)パソコン・OA機器 (2)庁内メール (3)インターネットメール	6. (1)商用電源回復まで全面使用不可 (2)商用電源回復まで全面使用不可 (3)商用電源回復まで全面使用不可		

エレベーター	1.被災・停電時の運用（利用可能性） 2.停電時の対応 (1)閉じ込め等発生時の対応 (2)停電時のエレベーターの方式 (3)故障時の復旧方法 (4)災害時技術者派遣協定等の締結 (5)故障防止対策	1.自家発電設備での稼働は不可。 保守点検業務委託に、24時間常時監視と迅速な対応を締結している。 2. (1)中央監視装置により保守業者が対応。 (日立ビルシステム彦根サービスステーション TEL0749-24-0090 緊急070-4506-1886) (2)自動着床装置により最寄階に停止。火災の場合は、1階に停止。 (3)保守業者による対応。 (4)無 (5)定期点検による。	外部電源回復まで 全面利用不可。	外部電源供給後、 正常に稼働するよう 点検を実施する。
空調	1.被災・停電時の運用 (1)利用可能性	1. (1).自家発電設備での稼働は不可。	外部電源回復まで 全面利用不可。	外部電源供給後、 正常に稼働するよう 点検を実施する。

		依頼業者（ダイキン工業㈱） TEL0120-88-1081 FAX0120-07-0881		
	(2)依存する資源（ガス等） 3.停電時の対応 (1)故障時の復旧方法 (2)災害時技術者派遣協定等の締結 (3)空調停止時の影響スペース (4)故障防止対策	(2)無 ※西別館のみガス 3. (1)保守業者による復旧。 (2)無 (3)電算室、無線室 (4)無		

【北部合同庁舎・中主防災コミュニティセンター】

区分	項目	現状	課 題	対 応 策
電力	1.非常用発電機 (1)発電方式	1. (1) ラジエータ冷却方式（軽油）発電機 1 基を設置。 2002 年式で、軽油 7 5 ㍓ で 5 時間程度稼働する。中主防災コミュニティセンター内の非常照明、誘導灯、上下水道課に配電。 予備電源設備は 30 分程度稼働する。	停電時は限られた設備で一定時間しか稼働せず、ほとんどのシステムがダウンする。 3 日分は稼働する燃料の備蓄が必要。	燃料予備タンクや蓄電設備の整備を検討する。
	(2)設置場所	(2)浸水の可能性		

	(3)発電機の起動方法 (4)冷却水確保の体制 (5)燃料確保の体制 (6)庁内での電力配分（非常用発電機活用時） (7)保守点検業者	＝無 揺れによる転倒 ＝無 (3)自動起動 (4)未確立 (5)未確立 (6) 中主防災コミュニティセンター内の設備に配電 (7)スターエンジニアサービス(株)野洲支店 TEL077-514-4170 FAX077-581-0790		
電話	1. 電話の現状（一般回線以外） 2. 庁内交換機 (1)交換機の有無 (2)交換機の利用不能の可能性 (3)交換機の転倒防止対策 (4)交換機故障時の通話可能性	1. 無 2. (1)有 (2)有（停電、電話線の断線） (3)有（ボルト固定） (4)有 保守業者・大和電設工業(株)滋賀支店 TEL 077-564-3322	有線通信では、断線による交換機や電話が使用不能となる。	交換機は、停電時に対応できるようラジバッテリーを設置しており、約3時間程度の利用が可能。 無線システムを活用する。

エレベーター	1.被災・停電時の運用 (利用可能性) 2.停電時の対応 (1)閉じ込め等発生時の対応 (2)停電時のエレベーターの方式 (3)故障時の復旧方法 (4)災害時技術者派遣協定等の締結 (5)故障防止対策の実施状況	1.商用電源回復まで全面利用不可。 2. (1)中央監視装置により保守業者が対応。 (三菱電機ビルテクノサービス(株) 関西支社 滋賀支店 TEL077-564-8168 緊急同番で情報センターに自動転送) (2)自動着床装置により最寄階に停止。 (3)保守業者による対応。 (4)無 (5)定期点検による。	外部電源回復まで利用不可。	外部電源回復後に、正常稼働するよう点検を実施する。
空調	1.被災・停電時の運用 (1)利用可能性 (2)依存する資源 (ガス等) 2.停電時の対応 (1)故障時の復旧方法	1. (1)商用電源回復まで全面利用不可。 (2)無 2. (1)保守業者による復旧。 ダイキン工業(株)	外部電源回復まで利用不可。	外部電源回復後に、正常稼働するよう点検を実施。

	(2)災害時技術者派遣協定等の締結 (3)空調停止時の影響スペース (4)故障防止対策	TEL0120-88-1081 FAX0120-07-0881 (2)無 (3)サーバ室（上下水道課） (4)無		
--	---	--	--	--

【総合防災センター】※東消防署と一体管理

区分	項目	現状	課題	対応策
電力	1.非常用発電機 (1)発電方式 (2)設置場所 (3)発電機の起動方法 (4)冷却水確保の体制 (5)燃料確保の体制	1. (1)水冷式（軽油）発電機 1 基を設置。 非常用設備全体をカバーし、2013年式のディーゼル発電で、燃料は地下タンクに 6,000ℓを確保している。 全出力 292kw/h（83.7ℓ）で、72 時間程度の稼動。 (2)浸水の可能性 ＝無 揺れによる転倒 ＝無 (3)自動起動（停電時のみ） (4)ラジエータ方式 (5)未確立		

	(6) 庁内での電力配分（非常用発電機活用時） 2.蓄電装置 (1)蓄電方式 (2)設置場所 (3)蓄電装置の起動方法 (4)電力配分 (5)故障等緊急対応 (6)保守業者	(6) 全施設に配分 ヤンマーエネルギーシステム(株) 発電カスタマサポート部 TEL06-4690-8158 2. (1)リチウムイオン電池モジュール、パワーコンディショナー。(2014 年式) 全非常用設備をカバーし、太陽光発電機で充電。 全出力 2,109w/h で約 24 時間程度の稼動を確保。 (2) 浸水の可能性 ＝無 揺れによる転倒 ＝無 (3) 常時稼動 ※停電時には、再稼動要 (4) 非常用設備全体をカバー。 (5) (株)GS ユアサ 京都営業所 TEL075-312-0609 (6) 橋本電気設備管理事務所 TEL077-587-3164 FAX077-587-3790		
--	--	--	--	--

エレベーター	1.被災・停電時の運用 (利用可能性) 2.停電時の対応 (1)閉じ込め等発生時の対応 (2)停電時のエレベーターの方式 (3)故障時の復旧方法 (4)災害時技術者派遣協定等の締結 (5)故障防止対策の実施状況	1.商用電源回復まで 全面利用不可。 2. (1)遠隔監視点検装置により保守業者が対応。 東芝エレベーター(株) 関西支社 TEL075-371-7144 緊急0570-783-243 24時間体制で技術職員の派遣 (2)自動着床装置により最寄り階に停止。火災の場合は、1階に停止。 (3)保守業者による対応。 (4)無 (5)定期点検による。	外部電源回復まで、利用できない。	外部電源供給後、正常に稼働するよう点検する。
空調	1.被災・停電時の運用 (1)利用可能性 (2)依存する資源（ガス等） 2.停電時の対応 (1)故障時の復旧方法	1. (1)商用電源回復まで全面利用不可。 (2)無 2 (1)保守業者による復旧。 保守業者 ダイキン工業(株)		

	(2)災害時技術者派遣協定等の締結 (3)空調停止時の影響スペース (4)故障防止対策	TEL0120-88-1081 (2)無 (3)電算室 (4)無		
--	---	---	--	--

【野洲防災センター】※災害用備品等の備蓄・保管のみ

区分	項目	現状	課題	対応策
電力	1.非常用発電機	1.無		
電話	1.電話の現状（一般回線以外） 2.庁内交換機	1.無 2.無	無線システムの構築。	

■必要な物資等の現状と対策

【本館・別館・西別館・北部合同庁舎】

区分	項目	現状	課題	対応策
執務環境	1.什器等の転倒防止対策 2.書架等の扉開放防止対策 3.ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況	1.未実施 2.未実施 3.未実施	什器等の転倒防止、書架等の扉開放防止対策、ガラスの落下・飛散防止への取り組み。 天井からの吊り下げ物の安全確認。	天井の落下防止。書架等の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け、書類の整理・積み上げ防止の徹底をする。

職員の飲料水・食料、毛布等	1.飲食料品の備蓄 (1)食料 (1日3食×3日分) (2)飲料水 (1日20×3日分) (3)食料 (1日3食×3日分) 2.寝具等	1. (1) 地域防災計画により職員用主食として1200食／1日分を備蓄目標とする。 その他の食料は、流通備蓄により確保。 (2)無 (3)無 2.無	職員用として備蓄できていない。	職員用として備蓄する。 参集者には、1日分の食料・水の持参を呼びかける。
消耗品等	1.コピー印刷用紙、トナー (1)印刷用紙の確保状況 (2)トナーの確保状況 2.トイレトペーパーの確保状況	1. (1)常時A4サイズを100箱とA3サイズ50箱を東別館に保管。半数になった時点で補充する。 (2)保守サービスに含まれているため、予備保管は各機1～2個程度 2.2週間程度の備蓄を行う。 (60ロール×2箱)	定期的な在庫管理が必要。	必要量の算定と定期的な補充を行う。 納入業者と災害時の納品を確認する。

5-4. 本館が使用できなくなった場合の代替施設の特定

災害対策本部を市役所本館の2階庁議室に設置するが、被災により庁舎が使用できない場合は、野洲市総合防災センター（野洲市辻町488）を代替施設とする。

5-5. 指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。

このため、長期出張あるいは被災により業務に従事できない等の理由により、責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるよう、あらかじめ権限委任の方法を定めておく。

(1) 指揮命令系統の確立方法

- 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で代行者に委任する。
- 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わない。
- 責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

(2) 権限委任順位

「地域防災計画 震災対策編」の規定に従い、本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、次のとおり。

また、第3順位以下については、「野洲市長の職務を代理する職員を指定する規則」第2条第2号の条文を準用し、部長の職にあるもののうち号給の上位者とする。

■市長（副市長）の権限委任順位

第1順位	第2順位
副市長	市民部長（危機管理監）

(3) 各部検討事項

円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各部において、以下の検討を行う。

■各部検討事項（必要に応じて定める事項）

- 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とし、それ以外の職員は、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定める。
- 代行者が数多くの非常時優先業務に関与するなど、業務負荷が非常に高いと考えられる場合は、業務付加等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を一人で遂行することが困難な場合は、代行者を定めた後に、権限や職務を別の者に部分的な委任を検討する。

5－6．県との情報連絡及び受援体制

（1）県との情報連絡体制

発災直後は、市の業務が逼迫し、県への被害情報の報告が困難になることが想定されるため、被害情報の収集、応援職員や支援物資のニーズ把握等を目的として県災害対策本部（滋賀県危機管理センター内）から、「本部支援連絡員」1名と災害地方本部（滋賀県南部土木事務所内）から「地方本部情報連絡員」1名の合計2名を受け入れる。

○本部支援連絡員

市からの応援要請、市が必要とする応援職員や支援物資のニーズを収集し、応援・受援にミスマッチが生じないよう県本部に報告する。

○地方本部情報連絡員

市の災害対策本部から情報を収集し、災害地方本部への迅速な報告と防災情報システムに被害情報等を入力、あるいは補助を行う。

（2）県からの支援

市からの支援要請又は、県が支援の必要があると判断した場合には、県から派遣される「被災市町支援チーム」を受け入れ、応援職員や支援物資のニーズ把握等により災害対策本部運営や避難所運営、住家被害認定調査等の早期実施に向けた初動対応の支援業務を担う。

第6章．業務継続体制の向上

6－1．職員に対する教育・訓練

計画の実効性を確保するには、職員一人ひとりが災害時の役割や活動資源に制約があることを、平常時から理解を深め、発災時には速やかに行動できるよう対応能力を向上させることが求められる。

このため、業務継続体制の向上に向け、日頃より全庁的及び各所属において、計画的に教育・訓練を実施し、職員及び組織的な対応能力の向上と新たな

課題の発見や非常時優先業務の見直しを行う。

■訓練（計画的に実施）

- 避難訓練 ⇒ 職員の避難、来客等の避難誘導
- 連絡訓練 ⇒ 緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- 参集訓練 ⇒ 勤務時間外の参集、配備基準に基づく配備体制
- 図上訓練 ⇒ 業務継続計画等に基づく災害応急対策業務実施の手順確認
- 意思決定訓練 ⇒ 事前又は訓練中に付与される情報に基づく行動訓練

6－2．計画の点検・見直し

本計画は、発災時に速やかに機能する計画とするため、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出した問題点等を踏まえて、継続的に点検・見直しを行う。

■業務継続計画の継続的な改善のイメージ



6－3．非常時優先業務を遂行するためのマニュアルの整備等

(1) 地域防災計画及び野洲市防災初動マニュアルの見直し

本計画の策定を踏まえ、地域防災計画及び災害時の参集や緊急初動期の応急活動の手順について定めた野洲市防災初動マニュアルの見直しを行う。

(2) 災害時受援計画の活用

本計画の策定を踏まえ、内閣府が取りまとめた「市町村のための人的支援の受入れに関する受援計画作成の手引き」に沿って、本市だけでは対応できない事態に他の自治体や関係機関など多方面からの支援を最大限生かすため、人的、物的支援の受入れ手順やその役割など、受援に必要な体制の整備を目的とした「野洲市災害時受援計画」を活用し、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

野洲市業務継続計画（ＢＣＰ）

令和 ４年 ３月 改訂

平成 ３１年 ２月 策定

編集・発行 野洲市市民部危機管理課